

資料4
令和
6年4月~
適用



トラック運転者の

事業者の皆さん
ご確認くださいか？

改善基準告示が 改正されます！

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



1年の拘束時間

改正前(年換算)

3,516時間

改正後

原則：**3,300時間**

最大：**3,400時間**

1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則：**293時間**

最大：**320時間**

改正後

原則：**284時間**

最大：**310時間**

1日の休息期間

改正前

継続**8時間**

改正後

継続**11時間**を
基本とし、継続**9時間**

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます



トラック運転者の 「改善基準告示」が改正されます。



令和6年4月より適用予定です。

1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】労使協定により、次のとおり延長可(①②を満たす必要あり) 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内(上限15時間、14時間超は週2回までが目安) 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、16時間まで延長可(週2回まで) ※1：1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合	
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合 ^(※1) 、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える	
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可	
予期し得ない事象	予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる ^(※2,3) 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える ※2：予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・ 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・ 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと ※3：運転日報上の記録に加え、客観的な記録(公的機関のHP情報等)が必要。	
特例	分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合) ・ 分割休息は1回3時間以上 ・ 休息期間の合計は、2分割：10時間以上、3分割：12時間以上 ・ 3分割が連続しないよう努める ・ 一定期間(1か月程度)における全勤務回数(2分の1)が限度	
	2人乗務(自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合) 身体を伸ばして休息できる設備がある場合、拘束時間を20時間まで延長し、休息期間を4時間まで短縮可 【例外】設備(車両内ベッド)が※4の要件を満たす場合、次のとおり、拘束時間をさらに延長可 ・ 拘束時間を24時間まで延長可(ただし、運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えることが必要) ・ さらに、8時間以上の仮眠時間を与える場合、拘束時間を28時間まで延長可 ※4：車両内ベッドが、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であり、かつ、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること	
	隔日勤務(業務の必要上やむを得ない場合) 2暦日の拘束時間は21時間、休息期間は20時間 【例外】仮眠施設で夜間4時間以上の仮眠を与える場合、2暦日の拘束時間を24時間まで延長可(2週間に3回まで) 2週間の拘束時間は126時間(21時間×6勤務)を超えることができない	
	フェリー ・ フェリー乗船時間は、原則として休息期間(減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない) ・ フェリー乗船時間が8時間を超える場合、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始される	
休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	

道路貨物運送業の事業場に対する労働時間等説明会実施要綱

1. 趣旨

自動車運転の業務に関しては、働き方改革の取り組みを進める中、時間外労働の上限規制の適用が令和 6 年（2024 年）3 月 31 日まで猶予されており、これまで、労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準が適用されていなかったことから、適用猶予期間中の長時間労働削減に関する自主的な取組が重要である。自動車運転の業務に関しては、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準」という。）について、令和 4 年 9 月に貨物自動車運送事業（トラック事業）に従事する自動車運転者に係る部分を含め、検討結果が取りまとめられた。今後、改善基準等が改正され、時間外労働上限規制適用猶予業種に対する時間外労働の上限規制の適用に合わせて施行されることとされている。そのため、厚生労働省は、業界団体の協力の下、改正労基法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた貨物運送業に対する労働時間等説明会を開催し、自主的な取組を促進するとともに、その他の支援を行う。

2. 道路貨物運送業の事業場に対する労働時間等説明会（以下、「説明会」という。）の対象原則として、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下、「トラック協会」という。）の会員企業とする。

3. 説明会の対象者

説明の内容を考慮し、原則として、企業の労務管理等の実務担当者を主たる対象とするが、必要に応じ役員、実務に精通した事務担当者の出席も可とする。

4. 事務局

- (1) 説明会の実施主体である宮崎、延岡、都城の各労働基準監督署に事務局をおく。
- (2) 事務局は、本要綱に基づき、連携・調整役、トラック協会、国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局（以下、「宮崎運輸支局」という。）と調整の上、説明会を実施する。

5. 連携・調整役

- (1) 連携・調整役は、トラック協会の事務局長とする。
- (2) 連携・調整役は、トラック協会の各支部長に事務の一部を行わせることができる。

- (3) 連携・調整役は、事務局とトラック協会の調整を行い、説明会の開催を対象事業場に周知する等必要な協力を行う。また、連携・調整役は、対象事業場から長時間労働削減に関する相談があった際には、管轄の労働基準監督署等を紹介する等、対象事業場による自主的な取組の促進に努める。
- (4) 宮崎労働局、各労働基準監督署は、連携・調整役に対して情報提供等必要な支援を行う。

6. 説明会の実施時期

令和4年12月中旬までに実施する。以降、令和6年3月までの間、年1回以上、実施する。

7. 説明会の対象単位・場所

- (1) 別紙一覧表のトラック協会の支部について、中央北支部と中央南支部、県北支部、都城支部の3つの単位を対象に説明会を実施することとする。
- (2) 事務局に係る労働基準監督署の担当者（以下、「監督署担当者」という。）は、トラック協会の各支部担当者と協議の上、説明会の実施場所を選定する。

8. 説明会の内容、構成、目安とする所要時間について

- (1) 労働基準監督署による説明（約1時間程度）
 - ①労働基準法の労働時間制度について
 - ②時間外労働に関する上限規制と適用猶予について（自動車運転者とそれ以外の職種における法律の適用の違いを含む）
 - ③「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の在り方について」の内容について
 - ④年次有給休暇の5日付与義務について
 - ⑤その他
- (2) 宮崎運輸支局による説明（約20分）
 - ①貨物自動車運送業の働き方改革の推進について
- (3) 宮崎働き方改革推進支援センターによる説明（約30分）
 - ①働き方改革の推進・各種助成金について
- (4) 質疑応答
- (5) (2)と(3)の説明は、調整がつかない場合には関係資料の配付のみとすることができる。

9. 説明会実施の調整、周知について

- (1) 説明会の日時・場所等の詳細は、監督署担当者がトラック協会の支部担当者と協議し決定する。また、詳細決定後、局監督課が、宮崎運輸支局及び宮崎働き方改革推進支援センター講師派遣の可否につき調整するのでその結果を受けて後、監督署担当者は対象事業場に対して説明会の実施について文書で通知する。

- (2) トラック協会の支部担当者は、対象事業場に対して説明会の周知、参加勧奨を行うこととする。
- (3) 説明会に欠席した事業場の対応については、欠席した企業の参加希望状況等を踏まえ、必要に応じ、監督署担当者は追加説明会の実施の有無についてトラック協会の支部担当者と検討する。

10. トラック協会の会員企業以外の企業への対応について

トラック協会の会員企業を対象として説明会を実施することとし、トラック協会の非会員企業は説明会の実施状況を踏まえつつ検討する。

以上

別紙

一般社団法人宮崎県トラック協会に係る支部一覧

支部名	事務所所在地	会員企業数	管轄監督署
中央北支部	880-8519 宮崎市恒久1丁目7番 21 電話 0985-53-6767	145 社	宮崎署
中央南支部	880-8519 宮崎市恒久1丁目7番 21 電話 0985-53-6767	74 社	宮崎署 日南署
県北支部	883-0062 日向市日知屋 4726-6 電話 0982-54-3340	99 社	延岡署
都城支部	885-0004 都城市都北町 5068-2 電話 0986-38-5508	140 社	都城署

令和3年3月31日現在 458 事業者。

(改正案)

令和元年 10月 31日

改正：令和 4年 10月 14日

改正：令和 5年 3月 20日

道路貨物運送業の事業場に対する労働時間等説明会実施要綱

1. 趣旨

自動車運転の業務に関しては、働き方改革の取り組みを進める中、時間外労働の上限規制の適用が令和 6年（2024年）3月 31日まで猶予されており、これまで、労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準が適用されていなかったことから、適用猶予期間中の長時間労働削減に関する自主的な取組が重要である。自動車運転の業務に関しては、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第 7 号。以下「改善基準」という。）について、令和 4年 ~~9-12~~月 ~~23~~日改正され、~~に貨物自動車運送事業（トラック事業）に従事する自動車運転者に係る部分を含め、検討結果が取りまとめられた。今後、改善基準等が改正され、~~時間外労働上限規制適用猶予業種に対する時間外労働の上限規制の適用に合わせて施行されることとされている。そのため、厚生労働省は、業界団体の協力の下、改正労基法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けた貨物運送業に対する労働時間等説明会を開催し、自主的な取組を促進するとともに、その他の支援を行う。

2. 道路貨物運送業の事業場に対する労働時間等説明会（以下、「説明会」という。）の対象原則として、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下、「トラック協会」という。）の会員企業とする。

3. 説明会の対象者

説明の内容を考慮し、原則として、企業の労務管理等の実務担当者を主たる対象とするが、必要に応じ役員、実務に精通した事務担当者の出席も可とする。

4. 事務局

- (1) 説明会の実施主体である宮崎、延岡、都城の各労働基準監督署に事務局をおく。
- (2) 事務局は、本要綱に基づき、連携・調整役、トラック協会、国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局（以下、「宮崎運輸支局」という。）と調整の上、説明会を実施する。

5. 連携・調整役

- (1) 連携・調整役は、トラック協会の事務局長とする。

- (2) 連携・調整役は、トラック協会の各支部長に事務の一部を行わせることができる。
- (3) 連携・調整役は、事務局とトラック協会の調整を行い、説明会の開催を対象事業場に周知する等必要な協力を行う。また、連携・調整役は、対象事業場から長時間労働削減に関する相談があった際には、管轄の労働基準監督署等を紹介する等、対象事業場による自主的な取組の促進に努める。
- (4) 宮崎労働局、各労働基準監督署は、連携・調整役に対して情報提供等必要な支援を行う。

6. 説明会の実施時期

令和4年12月中旬までに実施する。以降、令和6年3月までの間、年1回以上、実施する。

7. 説明会の対象単位・場所

- (1) 別紙一覧表のトラック協会の支部について、中央北支部と中央南支部、県北支部、都城支部の3つの単位を対象に説明会を実施することとする。
- (2) 事務局に係る労働基準監督署の担当者(以下、「監督署担当者」という。)は、トラック協会の各支部担当者と協議の上、説明会の実施場所を選定する。

8. 説明会の内容、構成、目安とする所要時間について

(1) 労働基準監督署による説明(約1時間程度)

労働基準法の労働時間制度について

時間外労働に関する上限規制と適用猶予について(自動車運転者とそれ以外の職種における法律の適用の違いを含む)

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の在り方について」の内容について
年次有給休暇の5日付与義務について

労働基準監督署による荷主等への要請について

—その他

(2) 宮崎運輸支局による説明(約20分)

貨物自動車運送業の働き方改革の推進について

(3) 宮崎働き方改革推進支援センターによる説明(約30分)

働き方改革の推進・各種助成金について

(4) 質疑応答

(5) (2)と(3)の説明は、調整が見つからない場合には関係資料の配付のみとすることができる。

9. 説明会実施の調整、周知について

- (1) 説明会の日時・場所等の詳細は、監督署担当者がトラック協会の支部担当者と協議し決定する。また、詳細決定後、局監督課が、宮崎運輸支局及び宮崎働き方改革推進支援センター講師派遣の可否につき調整するのでその結果を受けて後、監督署担当者は対象事業場に対して説明会の実施について文書で通知する。
- (2) トラック協会の支部担当者は、対象事業場に対して説明会の周知、参加勧奨を行うこととする。
- (3) 説明会に欠席した事業場の対応については、欠席した企業の参加希望状況等を踏まえ、必要に応じ、監督署担当者は追加説明会の実施の有無についてトラック協会の支部担当者と検討する。

10 . トラック協会の会員企業以外の企業への対応について

トラック協会の会員企業を対象として説明会を実施することとし、トラック協会の非会員企業は説明会の実施状況を踏まえつつ検討する。

以上

別紙

一般社団法人宮崎県トラック協会に係る支部一覧

支部名	事務所所在地	会員企業数	管轄監督署
中央北支部	880-8519 宮崎市恒久1丁目7番 21 電話 0985 - 53 - 6767	145 社	宮崎署
中央南支部	880-8519 宮崎市恒久1丁目7番 21 電話 0985 - 53 - 6767	74 社	宮崎署 日南署
県北支部	883-0062 日向市日知屋 4726-6 電話 0982 - 54 - 3340	99 社	延岡署
都城支部	885-0004 都城市都北町 5068-2 電話 0986 - 38 - 5508	140 社	都城署

令和3年3月31日現在 458 事業者。

道路貨物運送業の事業場に対する労働時間等説明会実施状況

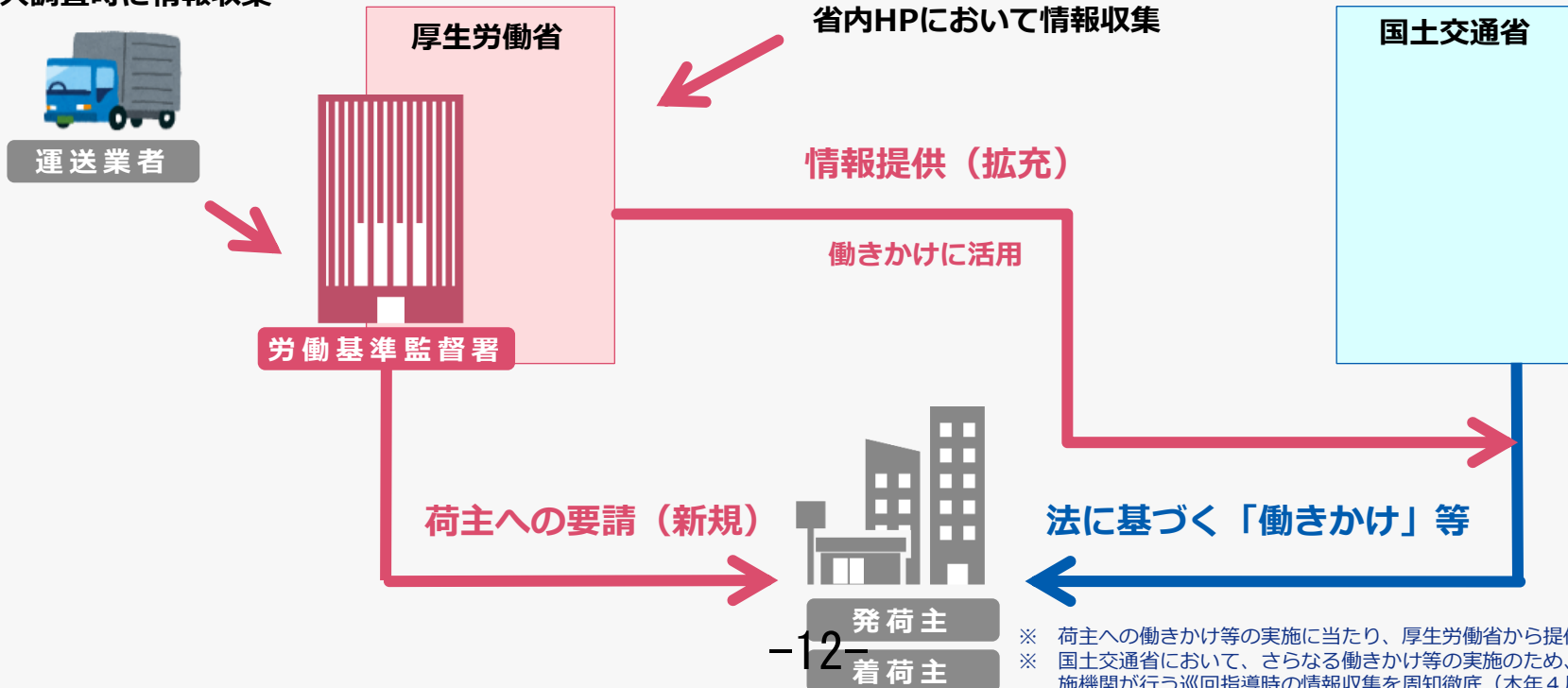
支部名	会員数	管轄署	実施年月日	出席数	名簿	備考	
中央北支部 中央南支部	217社	宮崎署 日南署	令和4年1月24日		20	有	宮崎署で実施
			令和4年2月2日		24	有	宮崎署で実施
			令和4年12月12日	AM	28	有	宮崎署で実施
			令和4年12月12日	PM	36	有	宮崎署で実施
			令和5年3月13日	AM		有	宮崎署で実施
			令和5年3月13日	PM		有	宮崎署で実施
県北支部	93社	延岡署	令和3年2月17日		35	有	
			令和3年11月5日		20	有	
			令和4年12月1日		41	有	局で実施
都城支部	130社	都城署	令和3年2月9日		6	有	
			令和3年2月15日		13	有	
			令和3年2月19日		12	有	
			令和3年3月9日		12	有	
			令和4年1月25日		6	有	
			令和4年12月19日	AM	25	有	
			令和4年12月19日	PM	37	有	

労働基準監督署による荷主等への要請について（トラック）

労働基準監督署による要請（新規）

- ▶ **荷主・元請運送事業者に対し、労働基準監督署から配慮を要請**
（要請の内容）長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないように努めること。
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- ▶ 対象企業選定にあたり、**省内HPや立入調査時に収集した情報**を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**

立入調査時に情報収集



荷主・元請運送事業者の皆さまへ



STOP! 長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、
自動車運転者の長時間労働の要因
となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも
長時間の荷待ちの改善に向けて
ご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、
ぜひ**前向きに検討をお願いします。**



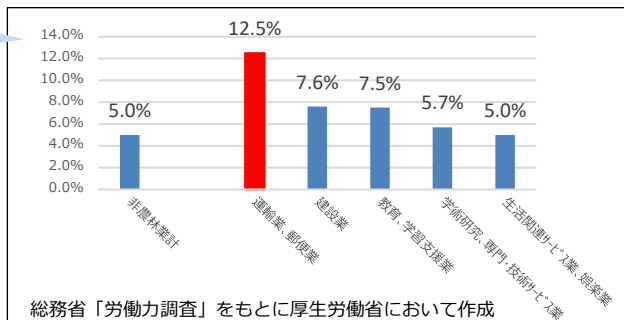
道路貨物運送業の実態

⚠ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

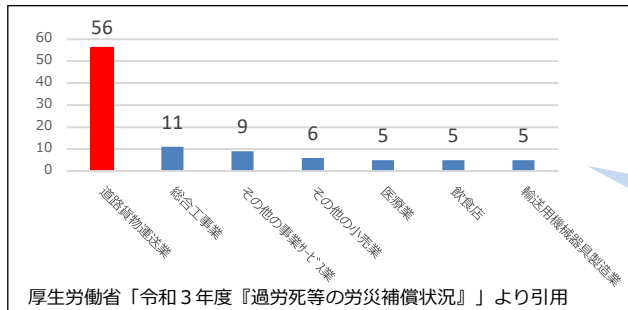
道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあります

月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（上位業種）

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



脳・心臓疾患の支給決定件数（上位業種）



過労死等の労災支給決定件数も最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません

※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）
トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは見直しが困難なものもあります

社会インフラである「物流」の現状

⚠ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難



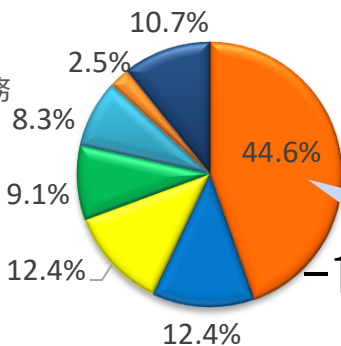
国民生活や経済活動に不可欠な社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより危機的状況との指摘もあります



国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為の割合（R4.11.30時点）

- 長時間の荷待ち
- 依頼になかった附帯業務
- 過積載
- 拘束時間超過
- 無理な配送依頼
- 異常気象
- その他



国土交通省は違反原因行為※が疑われる荷主に「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で荷主都合による長時間の荷待ちが約半数を占めています

14-

1 長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。**

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
(厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会 (2019/08))

改善した現場の声



荷待ち車両がいなくなって、敷地が有効活用できるようになり、近隣住民の方からの苦情もなくなりました。

構内のリフトマンや荷受け作業員の作業の平準化につながりました。おかげで、ミスも減りました。



荷待ち時間解消のため出荷順に合わせた荷置きを行ったらピッキング作業などが減り、自社の積込み時間が削減できました。

注文からお届けまでの期間に余裕を持たせることで、安定した物流サービスを受けることができますね。



2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、**トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。**
また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できないような発注を行うことはやめましょう。**




改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

3 事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません。**
労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。**




「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取る
だけなので
関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことかな。
うちは小さいから関係
ないはずね。

中小企業



いえいえ。

荷主というのは、
荷物の出し手である**発荷主**だけではなく、
荷物の受け取り手である**着荷主**も該当します。
また、**会社の規模なども関係ありません。**
皆さんの行動も、トラックドライバーの方の
長時間労働の削減のためにとても大切です。

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、
都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。
ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

トラック運送
事業者の
みなさまへ



発着荷主の
みなさまへ

トラック運転者の長時間労働改善 特別相談センター

トラック運転者の長時間労働の改善に向けて、労務管理上の改善、荷主と運送事業者の協力による作業環境の改善等を図るためのご相談を無料でお受けします。

ドライバーの時間外
労働の上限規制、
何から手を付けたら
いいの？

ドライバーの
運転時間に
限度があったの？

荷主の立場で
できる改善は？

荷待ち時間の削減を、
どう進めればいいのか？

こんな困りごとなど、
ご相談ください！

トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター

ご相談は専用 Web サイトの問合せフォームかフリーダイヤルから
ご利用時間：9：00～17：00、休日：土日祝、12/29～1/3

 東日本 0120-763-420・西日本 0120-625-109



相談
無料



ご相談方法は……



ご相談方法①



ポータルサイト
相談専用ページから

役立つサポート情報も！

ご相談方法②



フリーダイヤル
東日本 0120-763-420
西日本 0120-625-109

※ご利用時間：9～17時（12～13時は休憩）
休日：土日祝、12/29～1/3

もっと詳しく相談したい！



オンライン
相談

オンラインによる
ご相談

詳しいご相談を職場から
お気軽に！



コンサルタントの
訪問

労務管理・物流改善の
専門家がお伺いします！

トラック運転者の長時間労働の改善に向けた情報は下記専用ポータルサイトへ トラック運転者の**長時間労働改善**に向けたポータルサイト

ポータルサイトでは、こんな
情報を掲載しています

「仕事を知ってみよう 簡単自己診断」

問題点・解決施策・メリットを確認できる荷主の皆さまと
トラック運送事業者の皆さまに向けた自己診断ツール

「サクッと解決 よろず相談」

トラック運転者の労働時間改善に向けた FAQ 集

「情報いろいろ宝箱」

トラック運転者の長時間労働を是正するための動画教材や、
取組事例、改善ハンドブック、ガイドラインなど様々なツール集

「統計からみるトラック運転者の仕事」「動画・
写真で見るトラック運転者の仕事」「トラ
ック運転者の生の声」

さまざまな角度から、トラック運転者の仕事について、取り
まとめた資料集

トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>

トラックポータル

